



平成28年2月10日

各 位

会社名 昭和電工株式会社  
代表者 取締役社長 市川 秀夫  
(コード番号 4004 東証第1部)  
問合せ先 総務・人事部広報室長 井口 透  
TEL.03-5470-3235

## 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の第107回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に統合）を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の方法・比率

平成28年7月1日をもって、平成28年6月30日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

###### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成27年12月31日現在）	1,497,112,926株
株式併合により減少する株式数	1,347,401,634株
株式併合後の発行済株式総数	149,711,292株

（注）株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

###### ④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当

社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成27年12月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

【当社の株主構成】

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	89,674名 (100.00%)	1,497,112,926株 (100.00%)
10株未満	1,248名 ( 1.39%)	3,672株 ( 0.00%)
10株以上	88,426名 ( 98.61%)	1,497,109,254株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様1,248名(所有株式数の合計3,672株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

330,000,000株

株式併合の割合に合わせて、現行の33億株から3億3千万株に減少させます。

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成28年7月1日に、定款第6条(発行可能株式総数)に規定する発行可能株式総数が、現行の33億株から3億3千万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成28年3月30日開催予定の第107回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成28年7月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成28年3月30日開催予定の第107回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

上記の株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 28 年 7 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 28 年 6 月 28 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

①上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために定款第 8 条を変更するものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

②平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 27 条第 2 項および第 35 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 27 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>33 億株</u> とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 3 千万株</u> とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株式の取扱い)	(単元株式数および単元未満株式の取扱い)
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
② (条文省略)	② (現行どおり)
第 9 条～第 26 条 (条文省略)	第 9 条～第 26 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 27 条 会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であったものを含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第 27 条 会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であったものを含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責	② 会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等である場合を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することがで

<p>任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。</p> <p>第 28 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。</p> <p>第 36 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>きる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。</p> <p>第 28 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。</p> <p>第 36 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第 1 条 第 6 条および第 8 条の効力発生日は、平成 28 年 7 月 1 日とする。</u></p> <p><u>(附則の取扱い)</u></p> <p><u>第 2 条 附則第 1 条乃至第 2 条は附則第 1 条に定める効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>
--	---

(注) 上記の定款第 6 条(発行可能株式総数)につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 28 年 7 月 1 日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款の一部変更の条件

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 107 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成 28 年 2 月 10 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 28 年 3 月 30 日(予定)
- (3) 株式併合の効力発生日 平成 28 年 7 月 1 日(予定)
- (4) 定款の一部変更の効力発生日
  - ①第 8 条(単元株式数および単元未満株式の取扱い) 平成 28 年 7 月 1 日(予定)
  - ②第 27 条(取締役の責任免除)および第 35 条(監査役の責任免除) 平成 28 年 3 月 30 日(予定)

以上

## 【ご参考】

### 株式併合と単元株式数の変更に関するQ & A

#### Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では、10株を1株にすることを予定しております。

#### Q 2 単元株式数とは何ですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株にすることを予定しております。

#### Q 3 株式併合と単元株式数変更の目的は何ですか。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勧告し、株式併合（10株を1株に併合）を行うものです。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

#### Q 4 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,423株	1個	142株	1個	0.3株
例③	537株	なし	53株	なし	0.7株
例④	3株	なし	なし	なし	0.3株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②、例③、例④）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成28年9月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 株式併合によって所有持株数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株あたりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか。

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてもQ4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続については、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しております。

平成28年3月30日 定時株主総会決議日

平成28年6月27日 現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日

平成28年6月28日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。

株価に株式併合の効果が反映されます。

平成28年7月1日 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q 9 株主側で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

株主名簿管理人      みずほ信託銀行株式会社  
連絡先                〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120 - 288 - 324（フリーダイヤル）  
受付時間 平日 9時～17時